別表第一の二(第一条の二関係)

(表)

身　分　証　明　書

第　　号
氏　　名
生　年　月　日
所 属 機 関 名
所属機関所在地

写

真

左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、国土地理院の
測 量 計 画 機
長　の　命令
関　の　委任
に基づいて土地に立ち入ることができる者である
ことを証する。

令和　　年　　月　　日発行

発行機関　　印

(裏)

測量法(昭和24年法律第188号)抜粋

第15条　国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2　前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第39条　第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。

有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
作業地域			
作業の名称			
発行機関の印			

備考　不要の文字は、発行機関で消すこと。

(用紙の寸法は、日本産業規格Ｂ８とする。)